

文教厚生委員長報告(概要)

・承認3件を承認、議案3件を原案可決、
・請願1件を採択

【議案第23号】南島原市税条例の一部を改正する条例について

【質疑】 来年度からの森林環境税について、長崎県はかなり前から森林環境税があったが、本件はそれプラスの1千円ということか。

【答弁】 長崎県の森林環境税は令和8年度まで税額500円を徴収するものである。今回導入されるのは、国の施策により令和6年度から、森林環境税1千円になる。しかし、東日本大震災からの復興に関する市・県民税の均等割1千円が、令和5年度までとなっているため、負担増にはならない。

【議案第27号】令和5年度南島原市一般会計補正予算(第3号)

〈福祉保健部関係〉

【質疑】 コロナワクチン接種による健康被害が一人175万5千円計上してあるが、健康被害を受けられた方が、これまで何人で、実際に給付費の支払いをされた方、これから申請しようとしている方は何人か。

【答弁】 これまで二人の方が申請をされている。このうち一人の方が厚生労働大臣の認定を受けられた。残りの一人については、現在、国に申請書を送付しており、審査がされているところである。申請しようとしている方については把握できていない。

【質疑】 予防接種による健康被害は、どの程度で国からの補償を受けられるのか。その基準は。

【答弁】 厚生労働省の疾病障害認定審査会で、ワクチンによるものであると認定できるか審査している。どの程度で認定されるのかという基準は把握できていない。

【質疑】 高齢者福祉施設整備事業で、介護職員用の宿舎ということだが、働かれる方に外国人の方はいるのか。また、何名か。

【答弁】 今回申請されている事業所は、外国人の方の居住が主な目的で、4名である。

【質疑】 臨時福祉給付金関係で、外国人やその家族は対象になるのか。また、生活保護受給者も対象になるのか。

【答弁】 住民票がある外国人の方で、非課税であれば支給対象になる。生活保護受給者においても、非課税世帯であることが条件で、支給対象になる。

【質疑】 教育委員会事務局関係 学校給食会原油価格・物価高騰対策費補助金は、保護者の給食費の支払いを一定にするための補助金か。

【答弁】 保護者が負担する給食費を値上げしないために、この補助金を使う。



【質疑】 今から暑くなっていく中で、各学校の生徒に対するマスクの取り扱いはどうのように指導しているのか。

【答弁】 マスクの着脱についての指導はしていない。子供や保護者の判断によりマスクの着脱は行っている。

【質疑】 アレルギーのある子供は手指消毒ができないと思うが、石けんで対応しているのか。

【答弁】 アルコール消毒については、来客用として。基本的には子供たちに対しては石けんでの手洗いを推奨している。

〈市民生活部関係〉

【質疑】 深江支所の施設改修工事を減額した理由は。

【答弁】 今年度、設計と施工をする予定だったが、

農林水産・建設委員長報告(概要)

・議案2件を原案可決

【議案第26号】財産の取得について(し尿収集車大型車)

【質疑】 し尿収集車の減価償却は、何年なのか。また、現在使用しているし尿収集車は、何年ぐらい使用しているのか。

【答弁】 減価償却については、一般会計はその管理をしていないので、乗れるまで乗ることになっている。また、使用年数については、前回、廃車したし尿収集車で、28年ほど使用している。

【質疑】 本会議で日量50トン程度運搬するということがあったが、今回購入する10トン車と既存の1台と合わせて2台で、加津佐からと深江からの運搬に、対応可能なのか。



し尿収集車



布津桜苑



深江ふれあいの家

【質疑】 公共施設ZEB化可能性調査は空調工事をする前の調査費用ということだが、全体の事業費はいくらか。

【答弁】 大体の概算事業費は、深江ふれあいの家の空調が約5,300万円、布津桜苑が約3,400万円。

【議案第27号】令和5年度南島原市一般会計補正予算(第3号)

【質疑】 起債を使うとのことだが、仮にその金額が必要な場合、実質市の負担はいくらか。

【答弁】 2つの事業費が、約8,700万円になるので、約4,800万円が市の負担となる。

〈農林水産部関係〉

【質疑】 燃油価格高騰に対する補助金10円は、燃油高騰前の価格から見たときに妥当な金額か。

【答弁】 燃油の高騰に対して、セーフティネットの一部補填がされており、それにプラス10円を市単独で補助することによって、妥当な額ではないかと考えている。

【質疑】 「セーフティネット」の補填と10円を足したら、元の価格ぐらいになるという考え方が。

【答弁】 セーフティネット

交付金が減額となったため、事業と財源の見直しが必要で、来年度に実施することとなり、1,200万円を減額するものである。



トは、積立となっており、掛金については、農家が2分の1、それと同額を国が積み立て、使用する燃油に対する金額を積立てた分について、価格高騰分の7割を補助する制度で価格高騰分の7割、プラス10円という考え方になる。

積立てた分しか補填されないのでは、積立てた分以上に高騰した場合は、10円しか入らないということになる。

【討論はなく、採決の結果、原案可決】

【付託案件以外】
水道料金について

本定例会の一般質問において、漏水対策を早急にするべきとの質問があったが、財源等が乏しい中、漏水対策に充てる財源確保が困難なため、水道料金の見直し等を審

